

授業料の費用を
借りたい!

お子さんの学費や自宅外生活費、大丈夫?

詳細、奨学金
関連情報



教育支援資金

入学金や制服代が
足りない!

長崎県社会福祉協議会
生活福祉資金



対象世帯の学生に対し
無利子貸付を行います



対象者 世帯所得が一定基準内の世帯の学生（進学予定も含みます）

貸付種類

就学先

貸付上限額（月額）

教育支援費

（授業料
施設設備費
通学費など）

高等学校

35,000円

短期大学
高等専門学校

60,000円

大学

65,000円

就学支度費

（入学金・制服代など）

すべて

500,000円

※特に必要と認められる場合に限り、限度額1.5倍

貸付条件

○借受人 : 就学者（子）

○連帯借受人 : 世帯主（親）

○連帯保証人 : 原則1名（別世帯で県内在住60歳以下）

○貸付利子 : 無利子

☆他制度優先

（日本学生支援機構・母子父子寡婦福祉資金・長崎県育英会）

優先制度について (左から優先利用度が高くなります)

日本学生支援機構
(給付・減免・第1種)
母子父子寡婦福祉資金
長崎県育英会



生活福祉資金



日本学生支援機構
(第2種)

ながれ (相談～送金までおおむね2か月かかります)

01 相談

お住いの市町社会福祉協議会へ相談
(世帯の家計状況を詳しくおたずねします。)



02 申込

申込書・必要書類を提出、必要に応じて民生委員と面談
住民票 所得証明書 合格通知書・在学証明書 在学期間がわかるもの 費用の内訳がわかるもの等

03 審査

長崎県社会福祉協議会で審査 (承認・不承認)

04 送金

審査結果のご案内・借用書取り交わし→資金交付

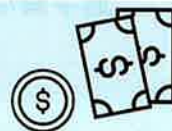


05 据置

学校卒業年度末から最大6か月以内

06 返還

10年～20年 一括・月賦 (毎月口座振替)
(※借入総額によって返済期間が異なります)



お問い合わせ先 (お住いの市町社協へ！)

長崎市社会福祉協議会	095-801-0057	佐世保市社会福祉協議会	0956-23-3174
島原市社会福祉協議会	0957-63-3855	諫早市社会福祉協議会	0957-24-5100
大村市社会福祉協議会	0957-53-1351	平戸市社会福祉協議会	0950-22-2180
松浦市社会福祉協議会	0956-72-0788	対馬市社会福祉協議会	0920-58-1432
壱岐市社会福祉協議会	0920-45-0048	五島市社会福祉協議会	0959-74-5511
西海市社会福祉協議会	0959-29-4081	雲仙市社会福祉協議会	0957-37-2855
南島原市社会福祉協議会	0957-65-2888	長与町社会福祉協議会	095-883-7760
時津町社会福祉協議会	095-882-0777	東彼杵町社会福祉協議会	0957-46-0619
川棚町社会福祉協議会	0956-82-2121	波佐見町社会福祉協議会	0956-85-2240
小値賀町社会福祉協議会	0959-56-4193	佐々町社会福祉協議会	0956-63-5900
新上五島町社会福祉協議会	0959-52-2208		

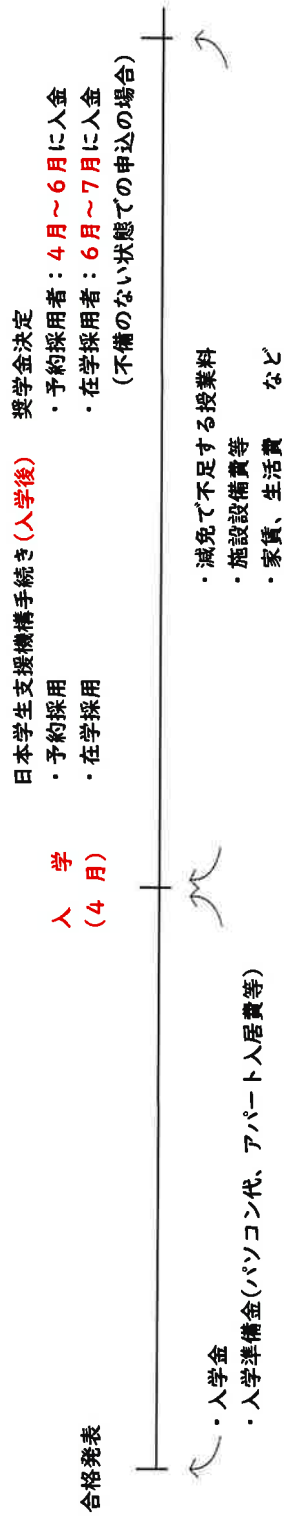
日本学生支援機構の奨学金入金までの教育支援資金（つなぎ資金）の活用について

作成：長崎県社会福祉協議会 生活支援課

基本情報		借入手続等の流れ			概要		
No	カテゴリ	期間	市町社協	長崎県社協	対応者	内容	備考
1	事前準備		教育支援資金相談 進学に必要な資金の確認		生徒・保護者 市町社協	教育資金の借入相談（所得制限あり） ※志望校の一番早い受験日の3か月ほど前からの相談がBEST！	進学にかかる費用等がわかるものを 持参（事前に市町社協に確認）
2	事前準備		申込書作成 添付書類準備	申込み 申込書等を受取る	生徒・保護者	申込書記入 添付書類準備（住民票、所得課税証明書、 進学にかかる費用等がわかるもの 、その他）	
3	申込み			申込み 申込書受理・審査	生徒・保護者 市町社協	記入漏れ、間違いがないか、 添付資料の不足がないか確認	
4	審査			申込書受理・審査	県社協	審査	貸付不承認 になる場合も あります
5	貸付決定			貸付決定・ 信用書等送付	県社協 市町社協	信用書の作成・送付	
6	信用書提出	申込から入金まで 1か月半から 2か月ほど かかります	信用書等記入	市町社協を通して 信用書等をお渡します	生徒・保護者 連帯保証人	信用書記入・押印（実印） ※印鑑証明書添付	
7			市町社協を通して 県社協に提出	信用書等受領	市町社協 県社協	市町社協で信用書の記入内容について確認 （生徒、保護者、連帯保証人） 県社協に届いた信用書に不備がないか確認	
8				送金処理	県社協	貸付決定通知の送付 借受人口座へ送金処理。	合格通知書の 提出が送金の 条件です
9	入金		入金		生徒、保護者	届出口座の入金確認	
10	償還（返済）		償還（返済）	入金確認 償還完了通知 送付	生徒、保護者	卒業年度の3月31日までに返済 ※信用書提出の際、登録した口座から口座振替と なります	
11					県社協	入金確認 生徒、保護者、連帯保証人、市町社協、（民生委員） へ「償還完了のお知らせ」を送付	
12	終了						



日本学生支援機構の奨学金入金までの資金の準備はできていますか？



合格発表から入学までに、思った以上にお金が必要！自己資金の準備はしていたけど足りないことも・・・



学生支援機構の減免は入学金と授業料のみ。減免で補えない授業料の一部や施設設備費などの支払いは必要。
学生支援機構の奨学金が決定していても給付型や、1種、2種の貸付は1か月ごとの入金です。入金までの生活費や家賃の支払いなど。入学後の支払いにかかる資金の準備はできていますか？
 例) 5月に初回入金がある場合は4月、5月分が2か月分入金され、翌月からは1か月分ずつ

・社会福祉協議会の生活福祉資金(教育支援資金)貸付制度では、他制度利用を優先としつつ、**低所得世帯**の就学に必要な費用等について貸付を行っています。(所得制限あり)
 日本学生支援機構利用者であっても奨学金の入金が納入期限に間に合わない等、当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合は、必要となる数か月分についても、**つなぎ資金**として生活福祉資金の教育支援資金の貸付が出来ます。

※ただし、『**つなぎ資金**』として借入れた**教育支援資金**に関しては、**卒業年度の3月末迄に返済していただきます。**